

項目	内容	論点等	IT、ソフトウェアに特徴的か?	緊急性	ワーキンググループでの検討を踏まえた取扱い案
検討対象	(1) 検討対象は、日本公認会計士協会による報告書ではIT産業だが、事務局案としては、ソフトウェア及びその取引を中心としては?	IT産業という範囲は不明確では? (また、ASBJでは業種別会計の指針を直接には扱わないこともある)			ソフトウェア及びその取引における収益認識に関する実務上の取扱いとして纏める。
	(2) ソフトウェアを対象とした場合、どの範囲か? ソフトがメイン (a) 受託型(注文請負) (b) 市販パッケージ(物品販売)	受注制作or販売目的の汎用パッケージ ソフトウェア及びその取引の特性「無形であることによる内容・実在性確認の困難さ、技術革新による取引の多様化・高度化」から導かれる会計上の論点に検討対象を絞り込んでどうか。			具体的対象は受託型(注文請負)を中心とする。
収益認識	(1) 米国同様のソフトウェアについての収益認識基準を設けるか 以下のケースについて、実務上の取扱いとしてどう手当てをするか。 ソフトウェア取引に関する立証可能な取引証拠が存在すること 立証可能な取引証拠が存在しない場合の取扱い等 引渡しの完了 引き渡した後に試運転期間や微調整等の業務が残っているため、 引渡しの完了(顧客の検収等)の時期が明確でない場合の取扱い 対価が固定あるいは確定(受注金額の確定時期の問題) 売上が一旦確定した後に、その後の状況で売上金額が修正される 場合の取扱い等 販売代金の回収可能性が高いこと 何らかの基準(例えば、引渡し)に基づいて売上を計上したにもかかわらず、販売代金の回収が確実ではない場合の取扱い等	ITソフトウェア取引特有orソフトウェア取引において特に顕著な事象であるか? 問題の所在と解決策について、 会計基準or監査or取引慣行の切り分けが必要では?	A	A	収益認識は検収基準が中心となるか? 無形という特性に鑑み書面による検収書の入手に加え、 テスト等により成果物の確認ができている、 といったことを条件として明示するか。
	(2) 分割検収の取扱い 分割検収をもって売上計上することの是非 分割検収とは ソフトウェア開発のフェーズ分けには、設計段階の完了、開発段階の完了という時系列的な分割と、購買システム完了後の引渡し、経理システム完了後の引渡しといった引渡しを伴う物的な分割のケースがある。	後のフェーズでのトラブルによりプロジェクトが中止になり、代金回収されない(返還請求される)リスク、プロジェクト全体の完成をもって機能し、各フェーズ毎の独立性が不十分等の問題がある。 通常の返品リスクと同様に扱うことはできないか? 分割検収のフェーズ分けが適正でないという問題 分割検収のフェーズは物品の引渡し、作業の進捗と結びついているのか。 ソフトウェアとしての成果物たる機能を実際に有しているか。 事後的にも契約内容に従った検収テストが行われるか。 瑕疵補修の問題 下記を参照			
	瑕疵補修 特に、分割検収における全てのフェーズ完了後の瑕疵補修の問題	瑕疵補修は引当金処理されるが、実務上、そのような引当金計上をどのように行うか。 また、瑕疵補修の内容によってはそもそも売上計上を認めるべきかについての議論がある。 IT産業では瑕疵補修費用は収益額に比して少額であり収益認識についてはさほど問題とはならないのか、それとも瑕疵補修実績を把握していないだけなのか。 例えば、分割検収で最初のフェーズ完了時点ですでに売上を計上している場合、それと引当金計上との対応関係をどのように考えればよいか。	B	B	契約上、一体であれば、アフターコストを適正に見積り、引当金等で計上することを留意事項的に記述するか? 瑕疵補修の内容によって売上計上を認めるか否かについてまで言及するか?
複合取引	物の販売(販売時に収益認識)とサービスの提供(提供期間にわたって収益認識)が同一の取引において行われる場合等、区分する場合としない場合で収益認識の時期に違いが生じるという問題	一つの契約の中で、ソフトウェア開発、教育、販売等の複数の要素が含まれている場合に、一式契約や出精値引きといったケースが見受けられ、各要素への金額配分を操作することによって売上高が意図的に操作できるという問題がある、といった指摘がある。 米国基準のように公正価値等により取引を区分し、収益認識するようなルールを設けるか? 複合取引に関する収益認識の問題は、一般的な会計基準レベルの議論であり、今回のソフトウェア取引の特性との関係においても固有の問題として検討する問題ではないのでは 実務上も、取引要素ごとに公正価値を算定できないケースが多いのではないかと、むしろ、もともと取引の性格が異なる取引を「一式契約」として締結するような取引慣行があることが問題であり、それを是正していくことが必要なのではないか、という意見もある。	B	B	米国のような一律的に公正価値等により取引を区分するルールを設けるのではなく、まず、IT・ソフトウェアに特徴的な点に照らして、性格が異なる取引について区分する必要がある場合は、その取引の内容に基づき、契約等により適正な単位に区分し、売上計上する必要がある旨を留意事項的に記述するか。
総額・純額表示	総額表示と純額表示	IT産業では、特に新規上場、小規模企業において売上高が重要指標である。 また、IT産業の慣行(多段階請負構造)によるところも大きいとの認識もあるが、IT産業に限定されず、他業界への影響も大という面もある。 会計基準の問題もあろうが監査上の問題もあるのでは、その切り分けも必要では? 必要性、緊急性がどの程度あるのか、タイミングも含め取扱いの検討が必要では? 検討体制も考慮が必要ではないか。 今回の問題の緊急性に鑑みた検討対象とする。	B	B	IT、ソフトウェアに特徴的なことを留意事項的に記述することを検討する。 ex) 無形という特性に鑑み、SEの関与等により、付加価値が確認されることに留意する等?
工事進行基準の適用	ソフトウェア開発への進行基準適用の具体的対応指針を纏めるか	指針作成の具体的なニーズはあるか?(現行の規定で対処できないのか?) 進行基準の適用が認められるのはどのような場合か等 収益、全体の費用が当初から固まらない、あるいは途中で変更されるケースが多いというソフトウェア取引の特殊性への対応について検討する必要があるか?	B	C	x